

写

令和7年8月18日

島根地方最低賃金審議会
会長 藤本 晴久 殿

島根地方最低賃金審議会
島根県最低賃金専門部会
部会長 藤本 晴久

島根県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月14日、島根地方最低賃金審議会において付託された島根県最低賃金の改正決定について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」に配意し、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和5年10月6日発効の島根県最低賃金（時間額904円）は令和5年度の島根県の生活保護水準を上回っていたことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

部会長	藤本 晴久
部会長代理	松本 洋子
	小田川真一

労働者代表委員

石川 昌平
景山 誠
久保田恭佳

使用者代表委員

金井 寿彦
多野 美和
橋本 浩一

島根県最低賃金

- 1 適用する地域
島根県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,033円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和7年11月17日

島根県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 島根県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 904円
- (3) 発 効 日 令和5年10月6日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和5年度
- (3) 生活保護水準（令和5年度）
生活扶助基準（第1類費及び第2類費＋冬季加算＋期末一時扶助費）の
島根県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額
（91,333円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の（2）に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の（3）に掲げる金額とを比較すると島根県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

904円（島根県最低賃金）×173.8（1箇月平均法定労働時間数）
×0.807（可処分所得の総所得に対する比率）＝126,792円